

1. いじめの定義といじめに対する基本的考え方（いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2. 長浦小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

①日常組織

○名称「生徒指導会議」（月1回）

○構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年主任

該当担任 その他構成員（※校長が決定）

○役割

- ・情報収集と情報交換
- ・教職員の指導について共通理解を図る。（共通行動の徹底）
- ・早期発見に向けた取り組み

②緊急組織

○名称「いじめ防止対策委員会」

○構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年主任

該当担任 その他構成員（※校長が決定）

○役割

- ・いじめ防止のための基本方針、取り組みの検討、進捗状況の確認、検証
- ・教職員の共通理解と意識の啓発
- ・児童や保護者による相談、通報の窓口、集約
- ・児童や保護者、地域へのいじめ防止に対する学校の基本方針の発信、啓発（学校だより）
- ・いじめの疑いに関する情報の収集・記録、共有
- ・発見されたいじめ事案の対応（緊急会議開催・事実関係の聴取・保護者対応）
- ・学級への指導体制の強化・支援
- ・外部組織への協力要請・警察への通報（市教育委員会）

3. いじめに対する具体的取り組み

(1) いじめ未然防止のための具体的取り組み

○道徳教育・体験活動の充実

- ・教育活動全体を通しての、道徳教育・人権教育の充実を図る。(倫理観・人権意識の向上・規範意識の醸成、学習規律の徹底を図る。社会性の育成を目指す。)
- ・学校生活における集団の意識向上と児童の主体的適応を目指して、年間重点目標及び月別生活目標を設定する。月別生活目標については、生活安全委員会を中心とした代表委員会の中で決め、児童の課題意識を生活目標に反映できるようにしていく。月初めに各学級による具体的取り組みの話し合い、月末に反省、振り返りを行う。
- ・異学年交流による協力・協調体験を通して、他者とよりよく関わる力を身につけさせる。
- ・SOSの出し方教育を全校共通して、実施する。

○学級経営の充実

- ・生徒指導の機能を生かした学級経営・授業展開を進める。
- ・児童同士の人間関係に配慮し、互いが認めあえる学級経営
- ・わかる・考える授業の実践により児童一人ひとりが達成感や充実感をもてるようにする。

○日常的な職員間の連携、情報共有

- ・月に1回の生徒指導会議での共通理解。
- ・報告・連絡・相談等、校内連携の強化。
- ・週1回での学年会議・職員打合せの中での、支援学級(支援を要する児童)への共通理解。

○教育相談の整備、実施。

- ・定期教育相談の実施。(年3回実施①6月②11月③2月)
必要に応じて相談結果をスクールカウンセラーと共有する。

○携帯電話、スマートフォンの所持率調査。

- ・インターネット(LINE、SNS)についての危険性、情報モラルの指導。
- ・親子学習での情報モラル教育の実施

○教職員の資質向上

- ・いじめの認知能力を高める研修や事例研究の実施。

○教職員のゆとりの確保

- ・児童や学級の変化を感じ取れる余裕をもつ。

○家庭や地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るようにする。

(2) いじめ早期発見に向けての具体的な取り組み

○日常における、教職員の児童に対する「目配り気配り心配り」

- ・休み時間等の児童の視点を持った様子の観察、ノートや日記による悩み、人間関係の把握

いじめられている疑いのある被害者児童の様子

場面	児童の様子
登校時 朝の会	遅刻・欠席の増加 元気がなく、視線が合わず、うつむきがち 体調不良を頻繁に訴えてくる。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室する
授業中 給食時	保健室・トイレに行くようになる。 教科書等の忘れ物が目立つ。 机の周りが散乱している。 決められた座席に座りたがらない。 教科書・ノートに汚れがある。 給食の量が極端に少ない。 給食当番時に、配膳したものを受け取られない。
休み時間	持ち物にいたずらをされる。 用がない場所に頻繁にいる。 ふざけ合っているようでも、表情が暗い。 衣服等に汚れがある。 一人で清掃、係等の当番活動を行う。
放課後	あわてて下校する。 用がないのに学校に残っている。 持ち物がなくなる。いたずらされる。

いじめている疑いがある加害者児童・集団の様子

- ・教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。
- ・特定の児童にのみ、周囲が異常に気をつけている。
- ・担任が近づくと、不自然に分散する。
- ・自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。
- ・嫌なあだ名が聞こえるようになる。
- ・席替えなどで、特定の児童の近くになることを嫌がる。
- ・何かが起こった時に、特定の児童の名前があがる。
- ・物の貸し借りが多い。
- ・壁や机に落書きやいたずらがある
- ・机や椅子、教科書等が乱雑になっている。

- いじめ相談・窓口の設定
- 定期的なアンケートの実施。

(3) いじめ認知時の早期対応に向けての具体的な取り組み（いじめ防止対策委員会）

- ・いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、以下に記す役割に基づき、対応する。場合によっては出席停止等の処置を行う。

○ 校長

- (1) 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
- (2) 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○ 教頭

- (1) 情報を収集・整理し校長に報告するとともに、全体指揮を補佐する。
- (2) 諸機関との連携にあたって、窓口を一本化し、渉外活動にあたる。
- (3) 関係職員と協力して、保護者対応にあたる。

○ 教務主任

- (1) 組織的な対応にあたって、校内の体制を整理し、関係職員を補助する。
- (2) 児童への対応の際に関係職員と協力し、必要に応じて補助する。

○ 担任

- (1) 事実の確認のため、情報収集を行い、記録を取る。
- (2) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (3) いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○ 学年主任

- (1) 担当する学年の児童の情報収集を行い、記録を取る。
- (2) 担当する学年の情報共有を行う。
- (3) 校長（教頭）に報告する。

○ 学年職員

- (1) 担任と協力し、組織的に指導にあたる。

○ 生徒指導主任

- (1) 児童の情報を把握できる体制づくりをする。
- (2) 児童の情報を全教職員で共通理解できるよう体制を整備する。
- (3) 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- (4) 担任及び、学年主任の取った記録を集約し、報告書としてまとめる。

○ 特別支援教育コーディネーター

- (1) 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- (2) 必要に応じて、諸機関との連絡を取る。

○ 養護教諭

- (1) 児童の情報を把握できる保健室経営をする。
- (2) 児童への対応の際に関係職員と協力し、必要に応じて補助する。

○ 教育相談担当 スクールカウンセラー

- (1) 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。

○ 保護者

- (1) 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校に相談し、連携する。
(2) 学校や地域と協力し、児童の健全育成のための指導に努める。

○ 地域

- (1) いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、積極的に児童への声かけに努める。また、学校等に通報または情報の提供を行う。

(4) 重大事態への対処

重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等が生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされていると認めるとき。
③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

○重大事態が発生した場合は、市教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、対応策を検討する。

※学校が調査主体となる場合 設置者が主体となる場合も含む。

○校長の指示により、重大事態の調査組織であるいじめ防止対策委員会を校内に設置する。

○調査組織は、事実関係を明確にするための調査を実施する。

○いじめを受けた児童及びその児童に対して情報を適切に提供する。

○調査結果を教育委員会に報告する。

○いじめた児童への指導および保護者への助言

○再発防止へ向けての取り組みを検討、実施し、経過観察を行う。

○重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ市教育委員会、木更津警察署、児童相談所と連携を図りながら進めていく。

重大事態の発生

↓教育委員会へ報告 ↑委員会による指示、助言

調査組織設置：いじめ防止対策委員会



事実関係を明確にするための調査



被害児童および保護者への情報提供



調査結果を教育委員会に報告



調査結果を踏まえた必要な措置

4. 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針と整合性を図り、いじめ防止等のために、より実効的に取り組めるように、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改定する。